

事業者のみなさまへ

ごみを「正しく」 出せて いますか？

かならず
お読み
ください！

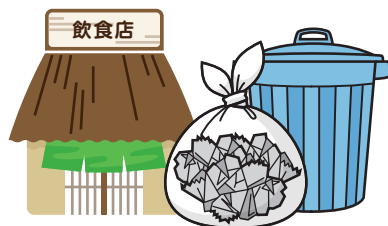


京都市環境政策局循環型社会推進部 事業ごみ減量推進課

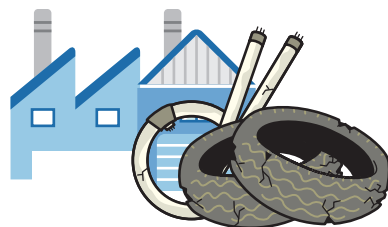
平成22年10月発行

問題

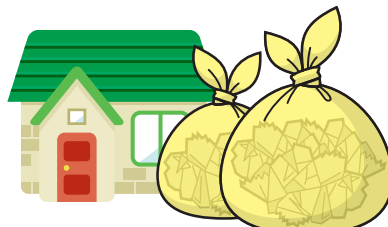
関連する絵とキーワードを線で結びましょう。



飲食店からの生ごみ



工場からのタイヤ・蛍光灯



家庭からの燃やすごみ



事務所からの紙ごみ

家庭ごみ

事業ごみ

産業廃棄物

資源ごみ

↓ 答えと解説は次のページへ

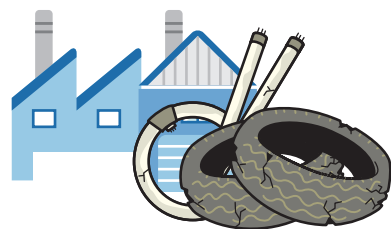


答えと解説

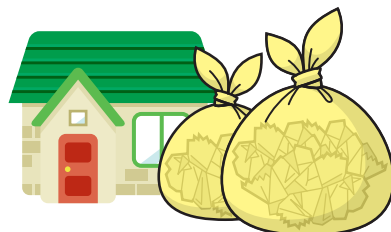
それぞれのごみは、このように処理されています。



飲食店からの生ごみ



工場からのタイヤ・蛍光灯



家庭からの燃やすごみ



事務所からの紙ごみ

家庭ごみ

家庭から排出されるごみです。
京都市が収集・処分しています。
事業者は、事業ごみを家庭ごみ
に入れることはできません。

事業ごみ

事業ごみは、事業活動から出る
紙くず、生ごみ等が該当します。
一般廃棄物の許可業者に収集運
搬を依頼するか、自ら運搬しな
ければなりません。

産業廃棄物

プラスチック製品、蛍光灯、OA
機器などは、産業廃棄物にあた
ります。産業廃棄物は収集運搬
業者及び中間処理業者など、そ
れぞれと契約が必要です。

資源ごみ

新聞・雑誌・ダンボールなどの
古紙類、びん、缶、ペットボトル
などは分別すれば容易に資源化
できます。現在、契約している一
般廃棄物の許可業者や資源回収
業者と相談しましょう。



まち美化事務所等



一般廃棄物許可業者・自社



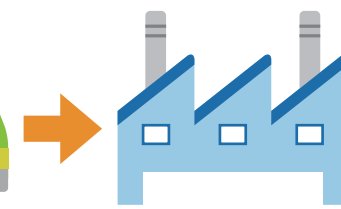
産業廃棄物許可業者・自社



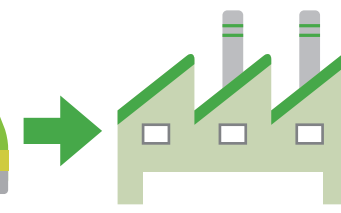
資源回収業者等



京都市処理施設
(焼却・埋立)



産業廃棄物処理施設



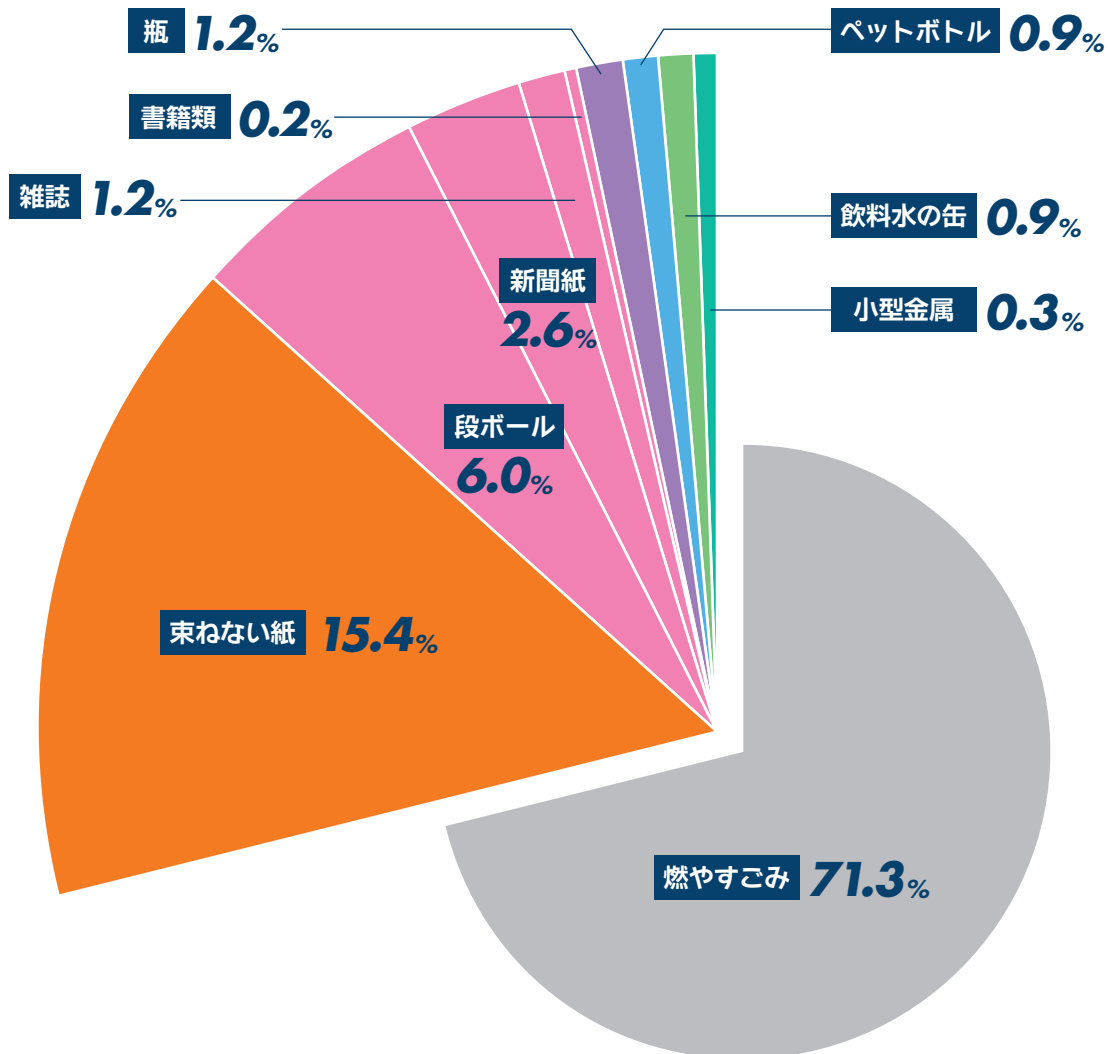
民間資源化施設

しっかり分別・ちゃっかりごみ減量



紙や金属などは資源化できます！

下のグラフは、許可業者が収集し、京都市の施設で焼却している事業ごみの組成を調査(平成19年度)した結果です。この中には資源化が可能なものがたくさん含まれていることがわかります。



分別しただけでは 資源化できません！

① 資源化できるごみの種類を考える

自社から出るごみを観察して、ごみの種類や量等を考慮してどのように分別するか決めてください。

② 回収先を探す

分別しただけでは資源になりません。回収先を確実に！
(「事業系ごみの分け方・減らし方」参照)



現在契約している
一般廃棄物の
許可業者と相談



資源回収業者に
電話して相談

分別方法・回収日等決定 → 分別回収契約

③ 分別表と分別ごみ容器をつくる

分別表は中面の「ごみの分別表」を参照してください。

④ Let's 分別!! 社員に教育



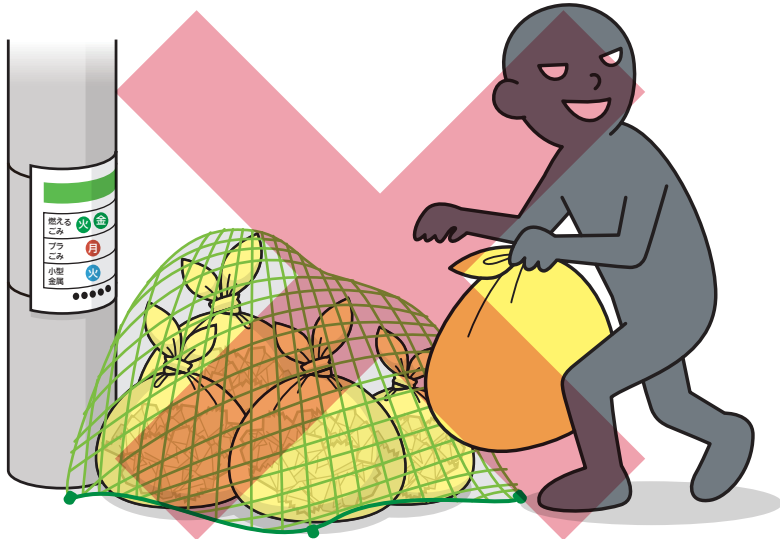
事業者には「責任」があります！



**事業ごみは排出した事業者に
処理責任があります。**

事業ごみは家庭ごみには出せません！

事業ごみは、市施設へ自己搬入するか、一般廃棄物の許可業者に収集運搬を依頼するなどして、適切に処理してください。



ごみの不法投棄は犯罪です！

ごみをみだりに投棄すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその併科（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第25条））に処せられます。



**業者収集ごみは透明袋でお出し
ください。**

平成22年6月から、一般廃棄物の許可業者が収集するごみの袋は、透明な袋に限定しています。（透明袋であれば、スーパー等で販売している市販の袋で構いません。京都市の燃やすごみ用指定ごみ袋はご使用いただけません。）

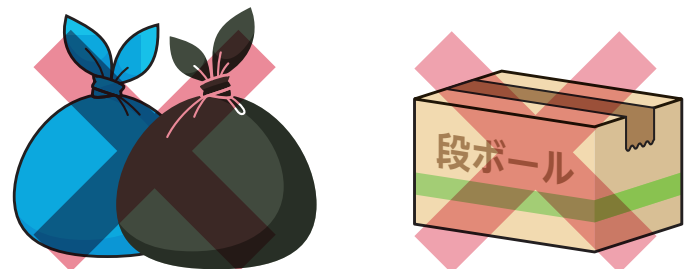
ご注意!!：黒袋等の使用は、平成22年12月末までです。それ以降、透明袋以外のごみは収集できません。

使用できる袋



袋の中の新聞紙の文字が読める程度の透明（無色透明または白色透明に限る）で、市販の90リットルまでの丈夫な袋をお使いください。

使用できない袋



黒い袋、青い袋、段ボール箱ではごみを出せません。

透明の「京都市推奨事業系ごみ袋」もご利用ください。購入については、京都環境事業協同組合（電話：075-691-5516）又は、契約されている一般廃棄物の許可業者にお尋ねください。

資源ごみ用（45ℓ）	1ケース500枚入り
事業系ごみ袋（45ℓ）	1ケース500枚入り
事業系ごみ袋（70ℓ）	1ケース300枚入り
事業系ごみ袋（90ℓ）	1ケース200枚入り



産業廃棄物の処理は

① 産業廃棄物は保管場所の掲示板が必要です。

保管は飛散・流出や悪臭等が発生しないようにしてください。
分別した廃棄物の種類ごとに保管しましょう。

廃棄物保管場所掲示板の例

産業廃棄物保管場所		60cm以上
廃棄物の種類	廃プラスチック 廃蛍光灯	
管理者氏名	ビル経理課〇〇〇〇	
管理者連絡先	075-000-0000	
積上げ高さ	1m	
注意事項等	関係者以外立入禁止	

② 処理の委託契約

- 産業廃棄物は、収集運搬と処分についてそれぞれの業者と書面による契約が必要です。
- 委託契約書には記載すべき事項が法律で定められています。

③ マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付、管理しなければなりません。

産業廃棄物とともに複写伝票を流通させ、契約書どおりに処理が完了したかどうか、廃棄物のながれを確認するものです。

産業廃棄物は事業ごみより厳しい処理基準・委託基準が定められています。

詳しくは、
京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課
（電話：075-213-0926）へお尋ねください。



ごみの分別表

燃やすごみ

雑芥・紙くず・生ごみ

食品の食べ残し、売れ残り、調理くず、
汚れのついた紙、リサイクルできない紙など

！ 透明袋でお出してください

一般廃棄物の許可業者が収集
するごみの袋は透明な袋に限定
しています。

段ボール箱ではごみを出せません。



 委託業者



資源としてリサイクル

古紙

新聞、雑誌、ダンボールなど



 委託業者



缶

飲料・食料品の缶、
商品・原料が入っていた缶



びん

飲料・食料品のびん、
商品・原料が入っていたびん



ペットボトル

調味料ペットボトル、
飲料ペットボトル



その他資源ごみ

廃食用油や魚アラ等
スーパー、鮮魚店等、多量に排出され
る事業所では資源化できます。

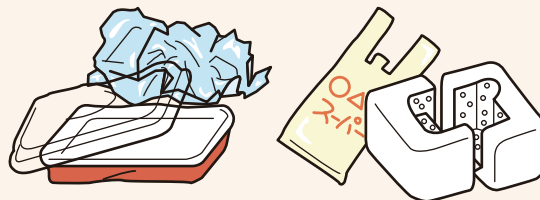
上記に含まれないものを記入してお使いください。



産業廃棄物として処理するもの

プラスチック類

弁当の容器、ビニール袋、発泡スチロール、緩衝剤、
プラスチック製品など



 収集運搬委託業者



不燃物

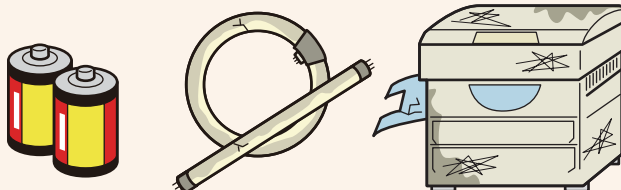
コップなどのガラス類、陶磁器製の食器



 処分委託業者

蛍光灯・電池等

蛍光灯、筒型乾電池、OA 機器など



その他産業廃棄物

上記に含まれないものを記入してお使いください。

業者収集ごみの「処分手数料」を改定します

平成23年
3月まで
100kg までごとに
650円

平成23年
4月から
100kg までごとに
800円

平成26年
4月から
100kg までごとに
1,000円

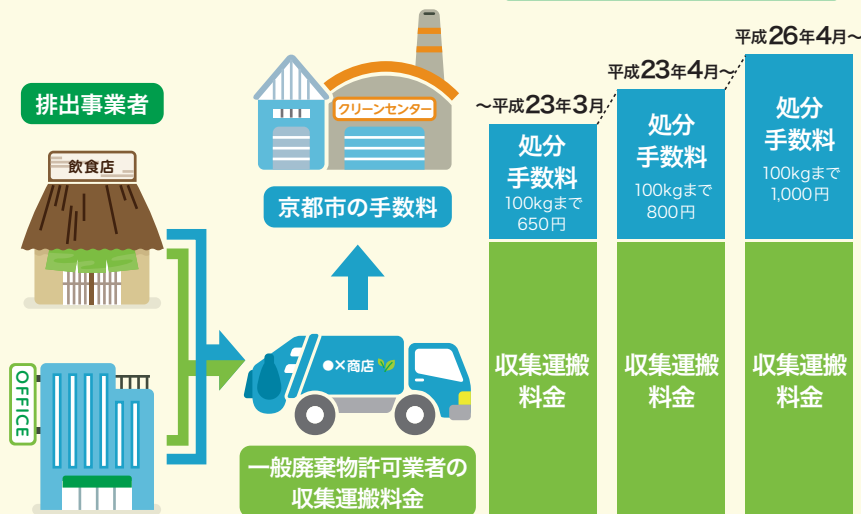
京都市では、事業ごみを処理するために 100kg あたり 2,850円かかっており、その一部を皆様にご負担いただいております。



改定されるのは「処分手数料」です。

皆様にお支払いいただいている「ごみ処理料金」には、一般廃棄物の許可業者の「収集運搬料金」と京都市の処理施設での「処分手数料」が含まれております。

排出事業者の支払う料金の推移



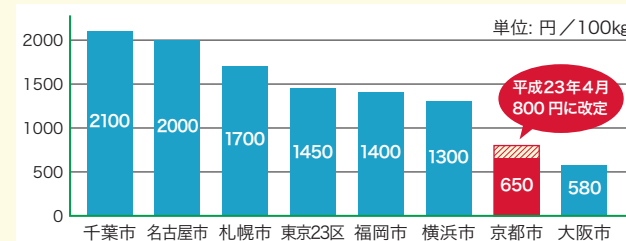
平成18年の条例改正により、平成20年4月から処分手数料を段階的に引き上げております。



ご質問にお答えします。

Q 京都市の業者収集ごみ処分手数料は他都市と比べて高くないですか？

A 京都市は、他の政令指定都市に比べ、処分手数料が非常に安くなっています。



左図：政令指定都市における事業ごみ処分手数料比較（平成22年8月現在）

Q 経済状態が悪い時期になぜ値上げするのですか？

A 京都市は、事業ごみを処理するにあたり、負担していただいている処分手数料以上の多額の費用がかかっていることから、平成18年に処分手数料を改定することとしました。しかしながら、排出事業者の皆様の急激な負担増を回避するため、十分な経過期間を置き、左図に記載したとおり、3回に分けて段階的に引き上げることとしたものです。

Q 値上げによる排出事業者の負担増はどのくらいになるのですか？

A 今回の改定は、京都市が一般廃棄物の許可業者から徴収する処分手数料を100kgあたり現行の650円を800円に約23%引き上げるものです。ごみ処理料金には、さらに収集運搬料金が含まれており、一般廃棄物の許可業者との契約料金が23%アップするものではありません。改定後の契約料金については、現在ご契約されている一般廃棄物の許可業者にお尋ねください。